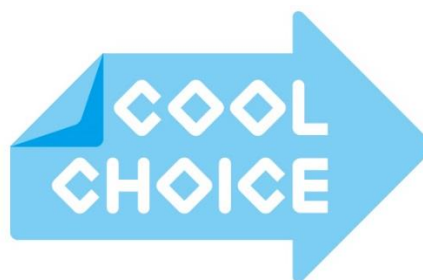
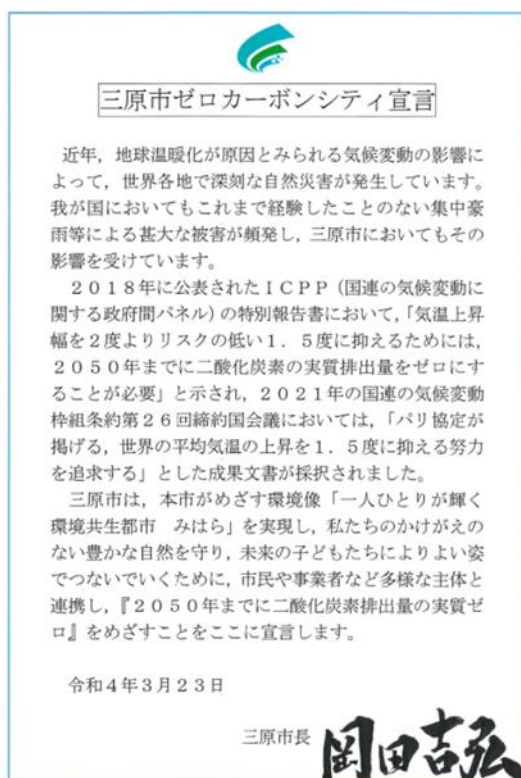


令和 5 年度

## 三原市脱炭素社会推進事業補助金申請の手引き

※申請前によくお読みください。

申請受付期間： 令和 5 年 4 月 3 日～令和 6 年 2 月 2 9 日



※三原市は、令和4年3月23日に「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指す「三原市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

※三原市は、環境省が中心となって進めている地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同しています。

お問い合わせ

三原市 生活環境部 生活環境課 環境政策係

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

TEL 0848-67-6194

FAX 0848-64-4103

Email [seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp](mailto:seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp)

## 1 目的

環境保全に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、二酸化炭素排出量の削減効果が期待されるシステムの設置者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

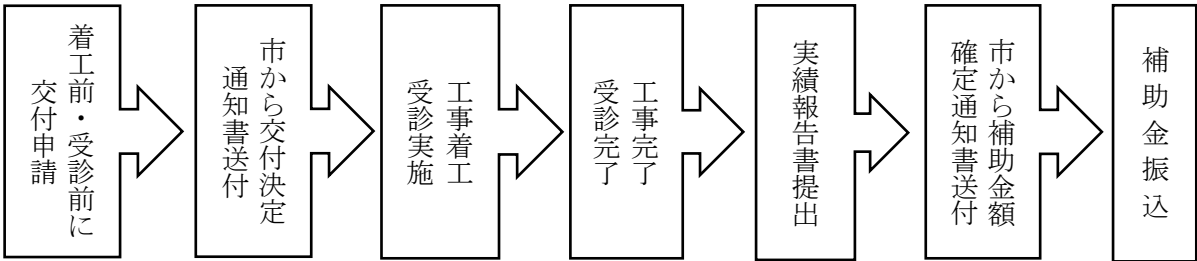
## 2 申請受付期間

令和5年4月3日（月）～令和6年2月29日（木）

※工事着工・診断受診の10日前までに申請してください。

※予算額に達した場合は、申請の受付を終了しますのでご了承ください。

### ●申請から補助金振込までの流れ



## 3 補助対象

補助対象		手引き該当ページ	
		交付申請時	実績報告時
個人	家庭用蓄電池システム	P3, P8	P7, P10
	家庭用宅配ボックス	P4, P8	
	家庭用エネルギー管理システム	P5, P8	
事業者	省エネルギー診断受診	P6, P9	P7, P11

## 4 補助金の交付対象者

### (1) 対象者

#### 【個人】

- 市内の住宅（新築・既築）に補助対象を設置する人、または補助対象付住宅（建売・分譲マンション等）を購入する人
  - ※住宅や土地の所有者が申請者と異なる場合は、所有者の同意が必要です。
  - ※自ら居住する住宅に設置する場合があります。

#### 【事業者】

- 市内で事業活動を行う中小企業者で診断実施機関が行う省エネルギー診断を受診するもの

### (2) 要件

- 市税を滞納していないこと
- 家庭用蓄電池システム又は家庭用宅配ボックスもしくは家庭用エネルギー管理システムの設置を行う場合は、6年間以上継続して補助対象の所有権を有し、かつ使用する人
- 期限内に補助対象を設置又は診断を受診し、実績報告書を提出できる人
  - ※補助は、1住宅につき1回とし、かつ1申請者当たり1回限りとします。

## 5 申請について（書類作成チェックシート、記入例で確認してください）

※各様式については、「書類作成チェックシート」及び「記入例」で確認のうえ作成し、提出してください。

※郵送する場合は、提出期限までに到着するように注意してください。また、簡易書留等の配達記録が残る方法での送付を推奨します。

### （1）補助金の交付申請をするとき

#### ●三原市脱炭素社会推進事業補助金交付申請書（様式第1号）

○新築，既築の住宅に設置する場合

工事着手の10日前までに必要書類を添えて提出してください。

○補助対象付き住宅（建売・分譲マンション等）を購入する場合

売買契約後，代金を支払う前（領収書の発行前）に必要書類を添えて提出してください。

○診断実施機関が行う省エネルギー診断を受診する場合

診断受診の10日前までに必要書類を添えて提出してください。

### （2）補助金の申請内容を変更又は中止するとき

#### ●三原市脱炭素社会推進事業補助金事業計画変更（中止）承認申請書（様式第4号）

申請内容を変更，補助対象の設置又は診断の受診を中止する場合に提出してください。

### （3）補助対象の設置工事が完了したら

#### ●三原市脱炭素社会推進事業補助金実績報告書（様式第5号）

補助対象の設置又は診断の受診が完了した日（領収書の発行日か，竣工検査実施日等のどちらか遅い方の日）から起算して30日を経過する日又は3月末日のいずれか早い日までに，必要書類を添えて提出してください。

### （4）補助金交付額確定通知書が届いたら

#### ●請求書（様式第7号）

三原市脱炭素社会推進事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）を受けたときは，請求書（様式第7号）を提出してください。

市で請求書を受理した後，補助金を交付します。

### （5）定期報告書（第12条関係）

補助対象（家庭用蓄電池システム）設置による温室効果ガスの削減量（補助を行うことで得られる効果）を把握するため，補助対象を設置後6年間，使用状況のご提出をお願いします。

1年ごとに記入し，直接持参，郵送，ファックスのいずれかの方法で提出してください。

### （6）環境家計簿（第12条関係）

家庭でのエネルギー使用量や二酸化炭素排出量の「見える化」を図るため，補助対象（家庭用エネルギー管理システム）を設置後6年間，エネルギー使用量・二酸化炭素排出量の状況のご提出をお願いします。1年ごとに記入し，直接持参，郵送，ファックス，電子メールのいずれかの方法で提出してください。

## 6 補助対象の要件等について

### 1 家庭用蓄電池システム

#### 【補助対象の要件】

太陽光発電システム（住宅の屋根等への設置に適し、太陽電池の最大出力が10キロワット未満ものをいう。以下同じ。）により発電された電気を活用できる装置であって、次のいずれにも該当するもの

- (1) 事業者が受注及び設置工事を行う設備であること
- (2) 太陽光発電システムにより発電された電気の余剰電力を蓄えることを主とする機器であるもの
- (3) 未使用品であるもの

	補助率	補助上限額
	補助対象経費の 1/2	50,000 円
補助金の額	(1) 補助対象経費から、当該補助金以外の補助金額を差し引いた額が補助金額となります。その額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てます。 (2) 本事業の他の補助対象を併せて設置する場合は、それぞれの補助金の額を合算するものとし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。	
補助対象者	次の要件を満たす者であること。 (1) 市内に住所を有し、又は補助事業の完了時において市内に住所を有する個人であって、自ら居住する住宅に補助対象を新たに設置するもの（住宅又は土地の所有者の同意を得て設置するものを含む。）又は建売住宅供給者等から市内に補助対象付き住宅を新たに購入するもの (2) 市税の滞納がない者 (3) 自然災害その他やむを得ない理由を除き、6年以上継続して補助対象の所有権を有し、使用する者	
補助対象経費	機器費及び設置工事費（消費税及び地方消費税を含む。）	
<b>○交付申請時に必要な書類 ※詳しくは P8 参照</b> (1) 三原市脱炭素社会推進事業補助金交付申請書（様式第1号） <b>○申請書に添付する書類</b> (1) 補助対象に係る工事請負契約書の写し（補助対象付き住宅を購入する場合は、売買契約書の写し） (2) 補助対象経費の内訳が明記されている書類 (3) 補助対象の仕様等が分かる書類（カタログ等） (4) 補助対象の設置場所及び付近の見取図（周辺地図及び平面図等） (5) 補助対象の設置工事着手前の現況写真（補助対象付き住宅を購入する場合は、設置後の写真） (6) 住宅用太陽光発電システムの稼働状況が確認可能な写真（住宅用太陽光発電システムを既に設置しているときに限る。） (7) 市税の滞納がない証明書（様式第8号） (8) 承諾書（住宅又は土地の所有者が、申請者と異なる場合に限る。）（様式第9号） (9) その他市長が必要と認めるもの		

## 2 家庭用宅配ボックス

### 【補助対象の要件】

収納した宅配物を安全に保管し、正当な受取人のみが受け取ることができる機能を有しているものであって、次のいずれにも該当するもの

- (1) 耐久性を備え、盗難防止のため、ワイヤー又はアンカー等で容易に移動ができないよう対策がなされているもの
- (2) **市内業者から購入するもの**。ただし、住宅の新築、建替、改修又は補助対象付き住宅を新たに購入する場合は除く。
- (3) 3辺の合計が 80cm 以上の荷物が投函できる大きさがあるもの
- (4) 庫内の最低容量が 50ℓ 以上である場合は、通気性を有し、内部から扉が開けられる構造であるもの
- (5) 集合住宅（1 棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立された住宅をいう。以下同じ。）においては、補助対象者の住戸前に設置が可能なもので、共用のために使用するものでないこと
- (6) 未使用品であるもの

	補助率	補助上限額
	補助対象経費の 1/2	20,000 円
補助金の額	(1) 補助対象経費から、当該補助金以外の補助金額を差し引いた額が補助金額となります。その額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てます。 (2) 本事業の他の補助対象を併せて設置する場合は、それぞれの補助金の額を合算するものとし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。	
補助対象者	次の要件を満たす者であること。 (1) 市内に住所を有し、又は補助事業の完了時において市内に住所を有する個人であって、自ら居住する住宅に補助対象を新たに設置するもの（住宅又は土地の所有者の同意を得て設置するものを含む。）又は建売住宅供給者等から市内に補助対象付き住宅を新たに購入するもの (2) 市税の滞納がない者 (3) 自然災害その他やむを得ない理由を除き、6 年以上継続して補助対象の所有権を有し、使用する者	
補助対象経費	機器費及び設置工事費（消費税及び地方消費税を含む。）	
<b>○交付申請時に必要な書類 ※詳しくは P8 参照</b> (1) 三原市脱炭素社会推進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）		
<b>○申請書に添付する書類</b> (1) 補助対象に係る工事請負契約書の写し又は見積書（補助対象付き住宅を購入する場合は、売買契約書の写し） (2) 補助対象経費の内訳が明記されている書類 (3) 補助対象の仕様等が分かる書類（カタログ等） (4) 補助対象の設置場所及び付近の見取図（周辺地図及び平面図等） (5) 補助対象の設置工事着手前の現況写真（補助対象付き住宅を購入する場合は、設置後の写真） (6) 市税の滞納がない証明書（様式第 8 号） (7) 承諾書（住宅又は土地の所有者が、申請者と異なる場合に限る。）（様式第 9 号） (8) その他市長が必要と認めるもの		

### 3 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

#### 【補助対象の要件】

家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの可視化を図るシステムであって、次のいずれにも該当するもの

- (1)住宅居住者が使用する家電製品や空調、照明等の機器の電気使用量を個別に計測し、及びその情報を蓄積し、電気使用量の「見える化」が図られていること
- (2)1以上の機器に対して、使用者の確認を介した省エネに資する自動制御機能を有していること
- (3)ECHONET Lite規格を標準的なインターフェースとして搭載していること
- (4)未使用品であるもの

	補助率	補助上限額
	補助対象経費の1/2	20,000円
補助金の額	(1)補助対象経費から、当該補助金以外の補助金額を差し引いた額が補助金額となります。その額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てます。 (2)本事業の他の補助対象を併せて設置する場合は、それぞれの補助金の額を合算するものとし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。	
補助対象者	次の要件を満たす者であること。 (1)市内に住所を有し、又は補助事業の完了時において市内に住所を有する個人であって、自ら居住する住宅に補助対象を新たに設置するもの（住宅又は土地の所有者の同意を得て設置するものを含む。）又は建売住宅供給者等から市内に補助対象付き住宅を新たに購入するもの (2)市税の滞納がない者 (3)自然災害その他やむを得ない理由を除き、6年以上継続して補助対象の所有権を有し、使用する者	
補助対象経費	機器費及び設置工事費（消費税及び地方消費税を含む。）	
<p><b>○交付申請時に必要な書類 ※詳しくはP8参照</b></p> <p>(1)三原市脱炭素社会推進事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p><b>○申請書に添付する書類</b></p> <p>(1)補助対象に係る工事請負契約書の写し（補助対象付き住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）</p> <p>(2)補助対象経費の内訳が明記されている書類</p> <p>(3)補助対象の仕様等が分かる書類（カタログ等）</p> <p>(4)補助対象の設置場所及び付近の見取図（周辺地図及び平面図等）</p> <p>(5)補助対象の設置工事着手前の現況写真（補助対象付き住宅を購入する場合は、設置後の写真）</p> <p>(6)市税の滞納がない証明書（様式第8号）</p> <p>(7)承諾書（住宅又は土地の所有者が、申請者と異なる場合に限る。）（様式第9号）</p> <p>(8)その他市長が必要と認めるもの</p>		

## 4 省エネルギー診断受診

### 【補助対象の要件】

診断実施機関（一般社団法人省エネルギーセンター及び国の補助を受けて当該法人と同等の省エネルギー診断を行うことができると市長が認めるもの）による省エネルギー診断の受診であること

補助金の額	補助率	補助上限額
	補助対象経費の 1/2	11,000 円
補助対象経費から、当該補助金以外の補助金額を差し引いた額が補助金額となります。その額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てます。		
補助対象者	次の要件を満たす者であること。 (1) 市内で事業活動を行う中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者） (2) 市税の滞納がない者	
補助対象経費	省エネルギー診断（診断実施機関が行う、電力、燃料、熱等について総合的な省エネルギー行動をサポートする診断サービス）の受診に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）	
<b>○交付申請時に必要な書類 ※詳しくは P9 参照</b> (1) 三原市脱炭素社会推進事業補助金交付申請書（様式第1号） <b>○申請書に添付する書類</b> (1) 省エネルギー診断受診にかかる契約が成立したことが確認できる書類の写し (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し） (3) 市税の滞納がない証明書（様式第8号） (4) その他市長が必要と認めるもの		

## 7 実績報告書の提出について

補助対象の設置が完了した日又は受診を実施した日から起算して30日を経過した日、または3月末日のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。

### ○実績報告時に必要な書類 ※詳しくはP10又はP11参照

(1) 三原市脱炭素社会推進事業補助金実績報告書(様式第5号)

### ○実績報告書に添える必要書類

補助対象		実績報告書に添える必要書類
個人	1 家庭用蓄電池システム	(1)補助対象経費が明記された領収書の写し (2)補助対象の設置状態を示す写真(補助対象付き住宅を購入する場合を除く。) (3)補助対象の稼働状況が確認可能な写真 (4)住宅用太陽光発電システムの稼働状況が確認可能な写真(家庭用蓄電池システムを設置する場合であって、住宅用太陽光発電システムを同時に設置したときに限る。) (5)当該補助金以外の補助の交付決定通知書の写し(当該補助金以外の補助の交付決定を受けた者に限る。) (6)補助対象が未使用品であることの証明書(補助対象付き住宅を購入する場合に限る。)(様式第10号) (7)住民票の写し (8)その他市長が必要と認めるもの
	2 家庭用宅配ボックス	(1)補助対象経費が明記された領収書の写し (2)補助対象の設置状態を示す写真(補助対象付き住宅を購入する場合を除く。) (3)当該補助金以外の補助の交付決定通知書の写し(当該補助金以外の補助の交付決定を受けた者に限る。) (4)補助対象が未使用品であることの証明書(補助対象付き住宅を購入する場合に限る。)(様式第10号) (5)住民票の写し (6)その他市長が必要と認めるもの
	3 家庭用エネルギー管理システム	(1)補助対象経費が明記された領収書の写し (2)補助対象の設置状態を示す写真(補助対象付き住宅を購入する場合を除く。) (3)補助対象の稼働状況が確認可能な写真 (4)当該補助金以外の補助の交付決定通知書の写し(当該補助金以外の補助の交付決定を受けた者に限る。) (5)補助対象が未使用品であることの証明書(補助対象付き住宅を購入する場合に限る。)(様式第10号) (6)住民票の写し (7)その他市長が必要と認めるもの
事業者	4 省エネルギー診断受診	(1)省エネルギー診断の受診結果報告書(様式第11号) (2)その他市長が必要と認めるもの



## 三原市脱炭素社会推進事業補助金 書類作成チェックシート

### ○家庭用蓄電池システム・家庭用宅配ボックス・家庭用エネルギー管理システム（個人）

#### ■補助金の交付申請をするとき

- 新築・既築の住宅に設置する場合、補助対象の設置工事の10日前までに申請し、交付決定通知書を受けてから工事してください。
- 補助対象付き住宅を購入する場合は、住宅の売買契約を締結した後で、代金を支払う前に申請してください。

提出書類	チェック
<p>●三原市脱炭素社会推進事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名、電話番号を記入 <b>※押印不要</b></li> <li>・「完了予定日」欄は、補助対象の竣工検査日か、領収書発行日のいずれか遅い方の予定日を記入</li> <li>・「補助対象経費」欄は、「機器費及び工事費（消費税を含む）」を記入</li> <li>・申請者本人以外が手続きを行う場合は、「手続代行者」欄に記入し、チェックボックスにチェック</li> </ul>	
<p>●市税の滞納がない証明書（様式第8号）</p> <p>指定の様式2枚（補助金申請用、交付窓口控）を税制収納課（市役所本庁2階）か各支所地域振興課に持参し、補助金申請用を生活環境課へ提出</p> <p>※本人以外の請求の場合は、『委任状』が必要</p> <p>※市外からの転入予定の場合は、課税されている自治体での市税等の滞納がない証明書を提出</p>	
<p>●工事請負契約書の写し</p> <p>補助対象付き住宅を購入する場合は、売買契約書の写し</p>	
<p>●補助対象経費が明記されている書類（見積書、参考様式等）</p> <p>次の経費を明記している書類</p> <p style="padding-left: 20px;">○機器費（付属品含む）    ○設置工事費及び消費税</p> <p>※新築の場合、契約内容に補助対象経費が含まれることがわかるよう、見積書等の写しを必ずつけること（設置業者または受注業者の押印がある部分と補助対象経費の記載がある部分のみでよい）</p> <p>※<u>契約書に記載された金額と一致するものが必要</u></p>	
<p>●補助対象の仕様等が分かる書類（カタログ等）</p> <p>○製造事業者名、型式番号が分かる書類</p> <p>※その他、補助対象の要件を満たしていることが確認できる書類</p>	
<p>●補助対象の設置場所を含む地図</p> <p>地図については、手書きで可</p> <p>※市販の地図等を利用する場合は、複製の許諾を得ること</p>	
<p>●補助対象設置工事完了後の予定見取図</p> <p>見取図については、手書きで可</p> <p>※屋内の部屋割り等について明記する必要なし、補助対象の設置箇所を明記すること</p>	
<p>●補助対象設置工事着手前の現況写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅に設置する場合…建築場所及び周辺風景の写真</li> <li>・既築住宅に設置する場合…補助対象を設置する予定場所を撮影した写真</li> <li>・補助対象付き住宅を購入する場合…補助対象設置後の写真</li> <li>・家庭用蓄電池システムを設置する場合で住宅用太陽光発電システムを既に設置している場合…太陽光発電システムの稼動状況が確認可能な写真</li> </ul>	
<p>●承諾書（様式第9号）</p> <p>住宅または土地の所有者が、申請者と異なる場合にのみ提出</p>	

## 三原市脱炭素社会推進事業補助金 書類作成チェックシート

### ○省エネルギー診断受診（事業者）

#### ■補助金の交付申請をするとき

○診断実施機関が行う省エネルギー診断を受診する場合、診断受診の10日前までに申請し、交付決定通知を受けてから受診してください。

提出書類	チェック
<b>●三原市脱炭素社会推進事業補助金交付申請書（様式第1号）</b> ・住所、氏名、電話番号を記入し、 <b>押印</b> ・「補助対象経費」欄は、「受診費（消費税を含む）」を記入	
<b>●市税の滞納がない証明書（様式第8号）</b> 指定の様式2枚（補助金申請用、交付窓口控）を税制収納課（市役所本庁2階）か各支所地域振興課に持参し、補助金申請用を生活環境課へ提出 ※本人以外の請求の場合は、『委任状』が必要	
<b>●省エネルギー診断受診にかかる契約が成立したことが確認できる書類の写し</b>	
<b>●法人の登記事項証明書</b> 個人の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し	

### ○共通（個人・事業者）

#### ■補助金の交付申請内容を変更又は設置を中止するとき

○交付決定を受けた申請内容を変更、補助対象の設置又は診断の受診を中止する場合に提出してください。

提出書類	チェック
<b>●三原市脱炭素社会推進事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第4号）</b> ・住所、氏名、電話番号を記入し、押印（個人で記名する場合は不要） ・変更内容を具体的に記入 ・変更理由を記入 ・申請者本人以外が手続きを行う場合は、「手続代行者」欄に記入し、チェックボックスにチェック	
<b>●補助対象の設置場所、製造事業者名、製造番号等の仕様が分かる書類等、変更があるものについて、提出</b>	

## 三原市脱炭素社会推進事業補助金 書類作成チェックシート

### ○家庭用蓄電池システム・家庭用宅配ボックス・家庭用エネルギー管理システム（個人）

#### ■補助対象の設置工事が完了したら（実績報告の提出）

○補助対象の設置が完了した日（領収書の発行日か、竣工検査実施日のどちらか遅い方の日）から起算して30日を経過した日、または3月末日のいずれか早い日までに提出してください。

※書類審査の関係上、3月22日（金）までにはご提出をお願いします。

提出書類	チェック
<p>●三原市脱炭素社会推進事業補助金実績報告書（様式第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名、電話番号を記入 <b>※押印不要</b></li> <li>・「領収書の発行日」欄には、領収発行日を記入。領収書が複数枚ある場合は、一番遅い発行日を記入</li> <li>・「事業者（受注）」欄には、申請書と同じ事業者を記入</li> <li>・申請者本人以外が手続きを行う場合は、「手続代行者」欄に記入し、チェックボックスにチェック</li> </ul>	
<p>●補助対象経費が明記された領収書の写し</p> <p>※必ず申請者名で領収書を取得し、その写しを提出すること。ローンの申込用紙、支払明細書、クレジット利用伝票等では、領収書の代わりにはならないので注意。</p> <p>※領収書に内訳が記載されていないときは、内訳が記載された書類（参考様式等）を添付すること</p> <p>※他の工事等と併せて実施し、その費用も含めて支払を行った場合、補助に係る金額が分かるよう記載すること</p>	
<p>●補助対象の設置状態を示す写真（補助対象付き住宅を購入する場合は除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の全景及び設置状態が分かる写真</li> <li>・補助対象の品名番号及び製造番号のアップ写真</li> </ul>	
<p>●設置工事完了後の見取図</p> <p>見取図については、手書きで可</p> <p>※屋内の部屋割り等について明記する必要なし、補助対象の設置箇所を明記すること</p>	
<p>●補助対象の稼動状況が確認可能な写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置した補助対象が問題なく稼動することを証するもの</li> <li>・補助対象の充放電量が確認できるモニター画面の写真</li> </ul> <p>※家庭用蓄電池システムを設置する場合で、住宅用太陽光発電システムを同時に設置した時は、住宅用太陽光発電システムの稼動状況が確認可能な写真を添付</p>	
<p>●当該補助金以外の補助の交付決定通知書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金以外の補助の交付決定を受けた場合のみ提出</li> </ul> <p>※金額の内訳が記載してあるものを提出すること</p>	
<p>●住民票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所と補助対象の設置場所が同じであることを示すもの。（申請者本人のみのもので可。）</li> <li>・申請者が単身赴任等で住民票が別にある場合は、理由を記載した書類（様式任意）とその証明となる書類（補助対象設置場所に居住している家族の住民票の写しと、その家族との関係が確認できる戸籍抄本など）を添付</li> </ul> <p>※実績報告書提出日前の<u>3ヶ月以内</u>のものであること</p> <p>※住民票交付窓口で発行されるものが「住民票の写し」です。それをコピーしたものは不可 ※本人以外の請求の場合は、『委任状』が必要</p>	
<p>●補助対象が未使用品であることの証明書（様式第10号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象付き住宅を購入する場合のみ提出</li> </ul>	

## 三原市脱炭素社会推進事業補助金 書類作成チェックシート

### ○省エネルギー診断受診（事業者）

#### ■補助対象の設置工事が完了したら（実績報告の提出）

○補助対象の設置が完了した日（領収書の発行日か、竣工検査実施日のどちらか遅い方の日）から起算して30日を経過した日、または3月末日のいずれか早い日までに提出してください。

※書類審査の関係上、3月22日（金）までにはご提出をお願いします。

提 出 書 類	チェック
<b>●三原市脱炭素社会推進事業補助金実績報告書（様式第5号）</b> ・住所、氏名、電話番号を記入し、押印 ・「省エネルギー診断実施事業者」欄には、申請書と同じ事業者を記入	□
<b>●省エネルギー診断の受診結果報告書（様式第11号）</b> ・診断実施機関の診断書を添付することで「5 提案内容」の記載省略可	□

### ○共通（個人・事業者）

#### ■補助金交付額確定通知書が届いたら

提 出 書 類	チェック
<b>●請求書（様式第7号）</b> ・振込先口座は、 <u>申請者本人名義</u> のものを指定してください（スタンプ印は不可）	□

8 手続きの流れ

